

中小企業・小規模事業者のみなさまの
働き方改革を応援！



厚生労働省 愛媛労働局

本事業は、厚生労働省 愛媛労働局から
株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

専門家と一緒に 会社を もっと良くしたい。 しかも無料です。

大丈夫。それ、できます。

社会保険労務士や経営コンサルタントなど、
ビジネスサポートの専門家が
労務管理・賃金制度等の悩みに無料でお答えします。

例えばこんなこと
知りたくありませんか？

助成金の活用

利用可能な各種助成金に関する
アドバイスや、その申請方法について

生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた
生産性向上など環境整備について

労働時間の見直し

時間外労働を削減するための
働き方の効率化や、業務の繁閑に
対応した勤務体制の確立について

人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした
雇用管理改善など、
人材不足への対応について

働きがい高める賃上げ策

「同一労働同一賃金ガイドライン案」な
どを参考とした非正規雇用労働者の
処遇改善について

愛媛県働き方改革推進支援センター

携帯電話・タブレット
から簡単アクセス▶▶



〈厚生労働省愛媛労働局委託事業〉

<http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-ehime/>

ご相談は簡単2STEP

STEP 1

お電話・メール・FAXいずれかでご相談

※FAXの場合は下記FAX申込書に記入ください

まずは社会保険労務士や経営コンサルタントが
お悩みをお伺いします。

STEP 2

課題解決に向けたお手伝い

〈無料で訪問支援〉

社会保険労務士等の専門家が事業所を1～3回訪問し、課題解決のための改善提案をおこないます。

ご相談窓口・お問い合わせ先

愛媛県働き方改革推進支援センター

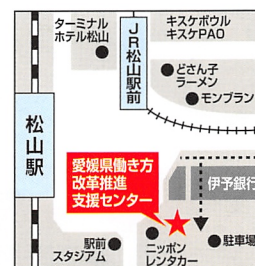
〈厚生労働省愛媛労働局委託事業〉

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7別館1階 [JR松山駅から徒歩1分]

TEL 0120-500-987

E-mail ehime-hatarakikata@lec-jp.com

受付時間 9時～17時（土・日・祝日を除く）



FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

会社名

業種

住所

TEL

従業員数

担当者名(部署・役職含む)

ご相談内容(自由記入)

宛先

愛媛県働き方改革推進支援センター 行

FAX 089-909-9441

助成金のご案内

I 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

両立支援等助成金

事業所内保育施設コース			
労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営、増築又は建て替えを行う事業主・事業主団体に支給します。 (なお、新規申請は受け付けていません)			
出生時両立支援コース			
男性労働者が育児休業、育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性に一定の育児休業又は、出産支援、育児支援のために取得できる育児目的休暇を利用させた事業主に支給します。 NEW		中小企業	中小企業以外
	取組・育休 1人目	57万円	28. 5万円
	取組・育休 2人目 育休取得期間に応じ支給	5日以上 14. 25万円 14日以上 23. 75万円 1か月以上 33. 25万円	14日以上 14. 25万円 1か月以上 23. 75万円 2か月以上 33. 25万円
	取組・育目的休 1人目	28. 5万円	14. 25万円
	育児目的休暇は1企業当たり1回		
介護離職防止支援コース			
介護離職を予防するための両立支援のための職場環境整備に取り組み、支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施後、休業または短時間勤務制度等を利用させた事業主に支給します。		中小企業	中小企業以外
	介護休業の利用	57万円 1企業当たり2人(※注)まで	38万円
	介護制度の利用	28. 5万円 1企業当たり2人(※注)まで	19万円
	(※注)有期契約労働者、期間の定めのない労働者1人ずつ		
育児休業等支援コース			
育児休業の円滑な取得及び職場復帰に資する取組を行った中小企業の事業主に支給します。 <育休取得時・職場復帰時> 「育児復帰支援プラン」を作成し、同プランに基づく措置を実施し、休業を利用させ、職場復帰を支援する場合 <代替要員確保時> 育児休業取得者の代替要員を確保する場合 NEW <職場復帰後支援> 法を上回る子の看護制度を導入、運用した場合 保育サービス費用負担制度の導入、運用した場合 NEW	育休取得時	28. 5万円	
	職場復帰時	28. 5万円	
	育休取得者の職場支援の取組をした場合	19万円 (職場復帰時に加算)	
	1企業当たり2人まで支給(無期雇用者1人、有期契約労働者1人)		
	代替要員確保時(1人当たり)	47. 5万円	
	育休取得者が有期契約労働者の場合	9. 5万円 (加算)	
	1年度の上限10人まで		
	子の看護休暇制度 導入	28. 5万円	
	1事業主1回限り※併給調整有		
	子の看護休暇制度 運用	1, 000円×取得時間	
	最初の支給申請日から3年以内に5人まで 年度内上限200時間		
	保育サービス費用補助制度 導入	28. 5万円	
1事業主1回限り※併給調整有			
保育サービス費用補助制度 運用	事業主が負担した費用の2/3		
最初の支給申請日から3年以内に5人まで 年度内上限20万			
再雇用者評価処遇コース			
妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した労働者に対する再雇用制度を導入し、再雇用を希望する旨の申出をしていた者を採用し継続雇用した事業主に支給します。		中小企業	中小企業以外
	再雇用 1人目	(6か月後)+(1年後) 19万円+19万円	(6か月後)+(1年後) 14.25万円+14.25万円
		38万円 28. 5万円	
	再雇用 2人～5人目	(6か月後)+(1年後) 14.25万円+14.25万円	(6か月後)+(1年後) 9. 5万円+9. 5万円
		28. 5万円 19万円	
※ 支給対象労働者は5人まで (2回に分けて支給)			
女性活躍加速化コース			
女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定し、「取組目標」及び「数値目標」を達成した事業主に支給します。		常用労働者300人以下	常用労働者301人以上
	加速化 Aコース (※取組目標達成時)	28. 5万円	対象外
	加速化 Nコース (※数値目標達成時)	28. 5万円	対象外
	女性管理職比率が 基準値以上に上昇	47. 5万円	28. 5万円
※ 各コース1企業につき1回限り			

Ⅱ 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の支援を図る助成金

業務改善助成金



2つのコースから選べます！

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者の数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 3/4	1～3人 4～6人	50万円 70万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
40円以上	生産性要件を満たした場合に3/4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 4/5	7人以上 1人以上	100万円 70万円	

労働生産性の向上に資する設備投資等の改善計画と事業所内で最も低い時間給を引上げる賃金引上計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に支給します。

Ⅲ 労働時間の設定改善を図る助成金

時間外労働等改善助成金

中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としており、各コースの応じた成果目標の達成を目指した計画を作成し、承認を受けてからこの計画に基づく取組を実施していただきます。

支給申請までの流れ！

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類と併せて提出



交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施



労働局に支給申請

5つのコースから選べます！（各コースによって締切が異なりますので注意が必要です）

業務を改善して、残業（時間外労働時間数等）を減らしたい。	時間外労働上限設定コース
勤務時間インターバル制度を導入したい。既に導入している制度の時間数、適用範囲を拡大したい。	勤務時間インターバル導入コース
業務を改善して、年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間を短縮したい。	職場意識改善コース
団体の傘下企業に時間外労働の削減等のセミナー、巡回指導、相談窓口の設置等の取組を行いたい。	団体推進コース
テレワークを導入・活用する事業主が対象でお問い合わせ受付はテレワーク相談センターで行われています。	テレワークコース

Ⅳ キャリアアップ・人材育成関係の助成金

キャリアアップ助成金

『有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン』に沿って有期契約労働者等に対する人材育成のため職業訓練、正規雇用等への転換、賃金水準の向上等労働者の処遇や職場環境の改善を図る事業主に支給します。

7つのコースから選べます！

- ① 正社員化コース
- ② 賃金規定等改定コース
- ③ 健康診断制度コース
- ④ 賃金規定等共通化コース
- ⑤ 諸手当制度共通化コース
- ⑥ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- ⑦ 短時間労働者労働時間延長コース

※「両立支援等助成金」「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」について、生産性要件を満たす場合に助成額（業務改善助成金は助成率）が加算されます。

両立支援、業務改善、時間外労働等改善助成金のお問い合わせは、

愛媛労働局 雇用環境・均等室（電話089-935-5222）まで

（注）キャリアアップ助成金については、愛媛労働局助成金センター（電話 089-987-6370）までお問い合わせください。

すすめましょう！働き方改革（夏編）

☑ 取組その①

まずは、夏季休暇からはじめよう！

仕事は計画を立てて行うもの。それでは休暇は？ 「仕事もっ化計画」

仕事もっ化
計画1

仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで
休みやすい職場環境にしよう。

仕事もっ化
計画2

土日・祝日にプラスワン休暇して、
連続休暇にしよう。

仕事もっ化
計画3

年次有給休暇の
「計画的付与制度」を活用しよう。

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？

+1

土日・祝日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日（2日）+1日以上
の休暇を実施しよう。

2018年7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13 プラスワン休暇 +1	14
15 海の日	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

☑ 取組その②

夏の生活スタイル変革！「ゆう活」

「ゆう活」の目的は、長時間労働の抑制やワークライフバランスの実現です！

「ゆう活」(ゆうやけ時間活動推進)は、夏の時期に、
朝早くから働き始め、明るい夕方うちに仕事を終わ
らせ、夕方からは家族や友人との時間を楽しむ等夕
方の時間で生活を豊かにしていこうという取組です。



- 仕事の開始時間を早めても、帰る時間が変わらなければ、結果として長時間労働となり、意味がありません。
- 仕事を早く終え、早く帰れるように、「ゆう活」の取組に合わせて、業務の効率化、働き方への意識改革を図りましょう。
- 「夜間の長時間労働禁止」や「一定時刻以降の会議禁止」など企業側の強力な業務効率化が望まれます。
- 育児・介護等の事情により「ゆう活」が困難な労働者にまで無理に適用しないなどの配慮も必要です。



厚生労働省 愛媛労働局